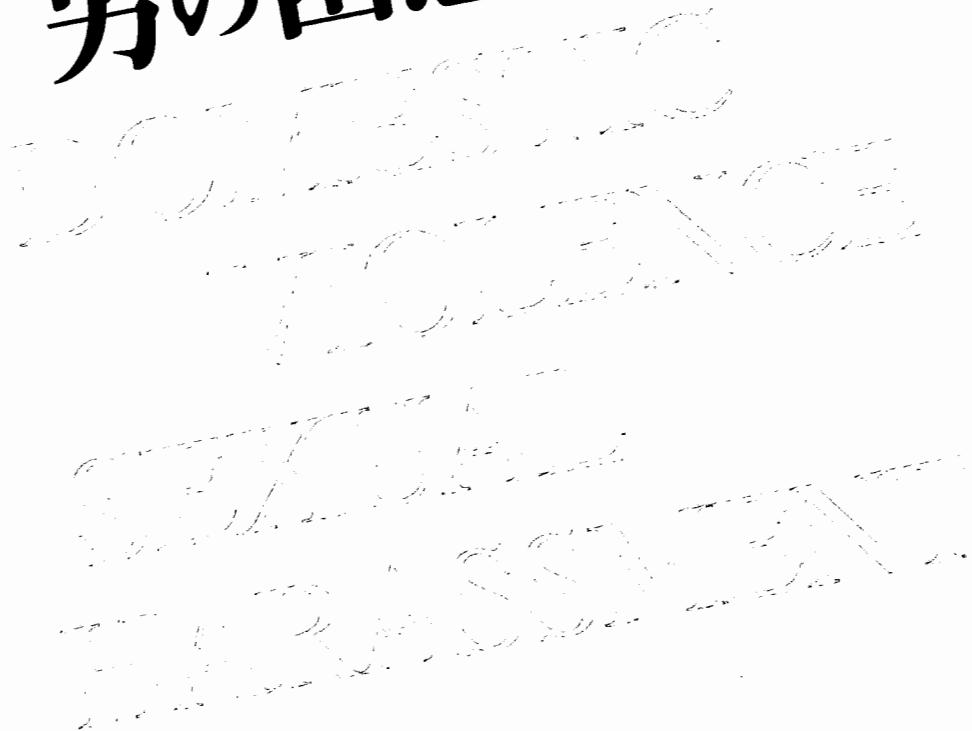
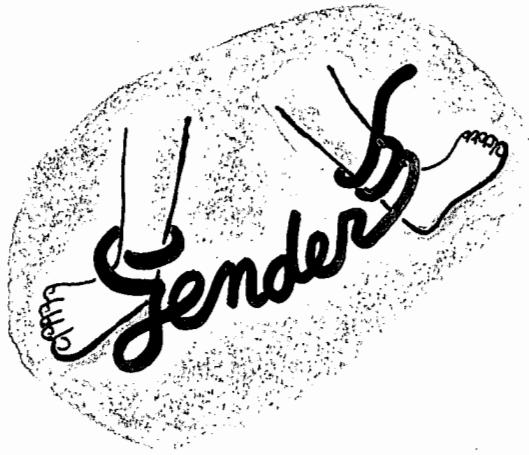


キーワードで読む女性問題

女の怒り・ 男の困惑を超えて



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(略称・アジア女性基金)



CONTENTS 女の怒り・男の困惑を超えて

はじめに／性による差別のない社会を	③
1. 性暴力は女性の人権を侵害している	④
2. 働く権利とセクシュアル・ハラスメント	⑥
3. セクハラへの怒りから行動へ	⑧
4. 痴漢・ストーカー・レイプは性差別である ドメスティック・バイオレンス	⑩
5. DVの直視から脱却へ	⑫
6. DV加害者をなくすことが防止策	⑭
おわりに／女性の人権から世界が見える	⑯

参考資料：

【季刊・男も女も5号】『特集セクハラ』【季刊・男も女も81号】『特集男から男へ』労働教育センター刊／『あなたをパワーアップ—改正均等法活用のポイント』労働教育センター刊／『働く女たちの裁判』大脇雅子・中野麻美・林陽子・学陽書房刊／『女性・暴力・人権』渡辺和子編著、学陽書房刊／『国際化時代の女性の人権』日本弁護士連合会・両性の平等に関する委員会（編）、明石書店刊／『日本の女性と人権』富岡恵美子・吉岡瞳子（編）、明石書店刊／『ドメスティック・バイオレンス』『夫（恋人）からの暴力』調査研究会、有斐閣刊／『知っていますか？ セクシュアル・ハラスメント一問一答』養父知美・牟田和恵、解放出版社刊／『セクハラ防止ガイドブック』日経出版部刊／『ワーキング・ウーマンのためのQ & A 100』中島通子・福沢恵子（編）、ア紀書房刊／『セクシュアル・ハラスメント』宮淑子・朝日文庫、朝日新聞社刊

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（略称・アジア女性基金）
発行 1999.11

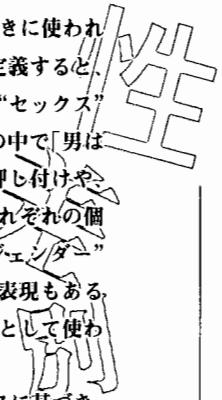
◎性差別は人権の侵害

私たちが生きる社会の法律やルールをつくっている根本にあるのが、日本国憲法だ。その憲法には男女は同じ権利を持つという「基本的人権」がうたわれている。また、国際的にも「女性差別撤廃条約」が批准されて、社会生活のうえで女性だからという理由で差別され、不利益を受けることなどありえない、と思われるようになった。たしかに、女性は社会のあらゆる分野に進出して優れた活動をし、政治的にも経済的にも自分で選択し、決定できるようになり、責任を果たすよう求められている。

ところが現実には、憲法が施行されてから半世紀以上も経つ今日でさえ、女性に対する差別がなくなっていないという事実がある。現代の女性差別の最大の問題として浮上したのが、暴力や不快な性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）だ。

◎性の違いがなぜ差別を生むのか

性差別という言葉を使う場合、まず明らかにしておかなければならぬのが、性の意味するところ、すなわち言葉の定義だ。人間にに関する研究が進むにしたがって、男性と女性の違いを考えるときに使われる用語が、厳密になってきた。そうした研究を踏まえて定義すると、動物の雄・雌という意味で人間の男女の性を表わすのが、“セックス”（性別）である。そして、人間がつくってきた社会や文化の中で「男は仕事をする」「女は家庭で家事をする」という性別役割の押し付けや、「男らしく強くあれ」「女らしく優しくあれ」と、その人それぞれの個性や自由を認めないような文脈で使われてきたのが、“ジェンダー”（性差）である。もうひとつ“セクシュアリティ”という表現もあるが、これは人間関係としての性、という学問分野での表現として使われている。



この定義に従って考えると、女性への性差別とはセックスに基づき、ジェンダーで形づくられた不当な扱い、すなわち暴力や侮蔑的な扱いを意味することがわかる。最近、とくによく耳にするようになったのがジェンダーだが、外国语をそのまま安易に使うことによって、性差別を引き起こす土壤になっている社会の慣習や人ひとの意識を、覆い隠してしまうおそれもある。性差別はセックスやジェンダーの違いに乗じてなされる結果であり、だからこそそれは人権に対する犯罪であることを、しっかりと理解しておきたい。

1 性暴力は女性の人権を侵害

◎性暴力とは何か

性暴力とは、性行為をめぐって本人が望んでいないにもかかわらず、強制的に行われる性行為のことを指す。望んでいないことを強制するため、ほとんどの場合に暴力を使って行われ、被害者からだと心を傷つけ、最悪の場合には命を失うのではないかという恐怖感さえ与える。

こうした暴力と恐怖を与える行為は、一般的に見ると、そのこと自体が明らかに犯罪である。

ところが、そこに性が介在しているため、明白な犯罪でありながらその理解が変わってくる。「男性の性衝動は抑えられないものだから」と寛容に見たり、「性欲を刺激する言動が被害者にあったのではないか」と想像したり、事実をゆがめて理解する。そのため、暴力的犯罪であるという認識は薄れ、性行為のバリエーションのように思われがちだ。

しかも、町の通りに貼り出されている「このあたり痴漢出没。女性の一人歩きはやめましょう。」などの警句が注意をうながしていることからわかるように、強姦は女性さえ気をつけていれば、挑発しなければ起こらない犯罪だという意識が社会にあって、強姦の本質を見えなくしている。女性は誰もがこの犯罪の被害者になりうる。女性が通りを歩くだけで性欲を刺激していると見られ、性犯罪が容認されたのでは、法治社会とはいえない。物理的な力については女性にまるる男性が、暴力で性行為を強制するという構造こそ、男性が女性を同等の人権を持った存在と認めていないという、差別の構造そのものなのである。

◎性行為の決定は自分の権利

21世紀を迎えようとするいまも、世界では戦争が絶えない。超大国がなくなり「冷たい戦争」が消滅した後もなお、世界の各地で内戦や侵略による戦争が起きている。人の命を奪う戦争が起きるとき、必ずといってよいほど女性に対する性暴力が行われている。敵対する勢力の兵士が、非戦闘員を殺害し、女性を強姦したという事実は、過去の歴史に無数に刻まれている。このことを考えると、戦争が人間の尊厳を否定する犯罪であるのと同じ



している

ように、性暴力は女性の尊厳を踏みにじる犯罪であることがわかる。

性行為は極めて個人的ないとなみである。だからこそ、この行為を「する・しない」はその人自身が自分で決定する権利がある。たとえ戦争のさなかであっても、暴力で強制されてよいものではない。

同じように、親しい者どうしの間でも、性行為が強制によってなされることがある。わが国の憲法が定めている基本的人権は、人は男性も女性も「生まれながらにして、生命、自由及び身体の安全に対する権利を持つ」と明確に身体の安全を認めている。一方の者が望まないことを強制的に行うのは、身体の安全を脅かしているといえる。たとえ恋人どうしでもまた夫婦の間でも、性行為を「する・しない」は個人の決定によってなされるのが当然である。

◎暴力は性の商品化を引き起こす

人間として信頼し尊重し合ってこそ、性行為は二人の関係に精神的満足と幸福感をもたらす。わが国では20世紀の後半になって、ようやく性について自由に語り合う環境ができ、女性が妊娠や出産のためだけではなく、相手とコミュニケーションをするための性、親密性を高めるための性を手にできるようになった。

しかし、その一方では女性の性を商品として管理し、望まない性行為を強制し、その対価として金品のやり取りをする犯罪も行われている。この犠牲になるのが、アジアを中心とする経済的に発展途上にある諸国からの出稼ぎ女性たちである。直接的に加えられる物理的暴力と同様、金銭という経済の力で女性を買う行為は、これもまた女性の人権を踏みにじるものである。

個人の尊厳の表われである性が商品として扱われることになれば、女性というセクシュアリティは男性の性欲を刺激して消費をさそう道具におとしめられる。性の商品化は、売買春という形で行われるものだけでなく、メディアを通して行われるものも含む。メディアは女性のからだや性がつねに見る人のために存在し、見る人によってつくられる受け身な存在だと思われる。だから女性は、衣服の上からからだをじっと見られたり、胸やお尻に不自然に触れられたり、あるいは性に関する話を聞かされたりするのである。ささいなことのように思われがちだが、これらも女性の性を商品化する風潮がもたらしたものにはかならない。

援助交際 中高生から労働者までを含めた若い女性が、金品と交換に男性との親しい交際を持つこと。性的行為をともなうことに加えて、金銭を媒介にしてコミュニケーションを持つとする男女関係のあり方が、問題になっている。

2 働く権利とセクシュアル・ハラスメント

◎ようやく防止が義務づけられた

会社であれ、役所や学校であれ、男性と女性がともに働く職場である。限られた例外を除いて、男性だけ、女性だけという職場は、今日ではないのが当然になっている。ところが、職場で女性であることが理由になって、一方的に不愉快な思いをしたり、働く意欲を失わせるような扱いをされることがある。たとえば、からだに触れる、性行為を連想させる卑猥な話をする、ヌード写真を貼り出したり、ポルノ映画を話題にする、などというものだ。職場で女性に対して向けられるこうした不快な性的な言動すべてを指して“セクシュアル・ハラスメント”（性的嫌がらせ）という。

このセクハラに関して、ようやく社会的な対策がとられるようになってきた。1999年4月に改正された男女雇用機会均等法では、その防止を事業主に義務づけている。

法律の意味する内容を見てみよう。働く女性が業務命令によって業務を行うすべての場所が対象となっているので、事務所や店舗内のみならず、取引先や出張先、また社員旅行で出かけた先も含まれる。また、就業時間外であっても宴会や親睦会の席など、職場の延長と考えられる場も含まれる。“性的言動”的指す範囲についても、からだに触れるという性的な意図を持った接触のみならず、性にかかる話をしたりうわさ話を流す、ヌード写真を貼り出したりポルノを見せるなど、視覚に関することも、防止義務の対象としている。

セクハラの種類は次のように説明している。まず「対価型」あるいは「地位利用型」と呼べるもので、職務上の立場を利用したり、何らかの雇用上の利益の対価として性的要求が行われる場合である。「いうことを聞けば昇進させる」などというように、立場を利用して行われるセクハラである。もうひとつの形は「環境型」といわれるもので、経済的な不利益にはならないものの、職務の円滑な遂行が妨げられる、という就業環境にかかるセクハラだ。仕事中にセックスに関する不快な話を繰り返しする、などが該当する。

この法律改正によって、働く女性の人格を尊重し、女性が安心して働ける環境を確保する権利がようやく認められた。しかしながら、歐米ではセクハラは性差別として法律で禁止されていることを考えると、わが国の対応はまだまだ不備な点が多い。

◎公表が最初の対処

性的言動で被害を受けた場合も、不快感の感じ方は個人によってある程度の差があるだろう。しかし、「その人が望まない言動」であれば、それは明らかにセクハラとなりうる。言い換えると、セクハラと思われることに対しては、明確に嫌なことは「嫌だ」ということ自体が最初の対策になる。たとえば、うわさ話を流された場合でも、聞いたという人をたどっていき、発生源がわかればやめるよう要求する。それでも事態が収まらなかつたら具体的な事実の記録をとり、社内のセクハラ担当者に報告する。改正法では、事業主

ラスメント

はセクハラに関して苦情や相談を受けるために、社内に担当者を設けて、その存在を従業員に知らせておくように求められている。

セクハラの事実を社内で公表することは、直接的な問題解決のためだけではなく、男性中心につくられてきた職場の環境を変える効果も期待できる。わが国の企業社会は長い間、女性の職場進出に対して消極的で、臨時雇いやパートなど不安定な立場で補助的な仕事をさせてきた。その結果、男性社員が女性の能力を低く見たり、性的な関心の対象として見る風潮が生まれたが、それを見過ごしてきた。



◎女性の職場進出を守る

セクハラについて語るとき、決まって男性側から持ち出されるのが、性的な言動の範囲があいまいだという指摘だ。しかし、セクハラと親しさからなされる行為を分ける境界線は、「相手の意思に反する行為」「相手が望まない行為」というところに引かれる。別の行為でこの違いを説明すると、招待した来客と住居侵入犯の違いになるだろう。他人の家に上がり込むという行為でも、相手に招く意思がある場合は来客であり、無断で侵入すれば犯罪になる。同じ肩に触れるという行為があった場合でも、セクハラをしないという信頼感が築かれている間柄なら、それはセクハラ行動にはならない。

わが国ではここ20年間で、働く女性の数は急増している。高齢社会を牽引していく力としても、女性の活動があらゆる場面で重要になっている。これに対して、管理的立場の中高年男性が、効率至上主義の価値観からなかなか脱却しえないのも事実だ。女性の活力を引き出すには、ともに働く仲間という意識を職場内に確立することが必要だ。男性社員の偏見や固定観念を解消させるには、社内の業務配置や能力評価のシステムを変えることが早道かもしれない。

●男女雇用機会均等法
女性差別撤廃条約を批准する環境整備として、一九八五年に制定された雇用における男女平等の権利を保障した法律。しかし、募集・採用・配置・昇進における差別の撤廃は努力義務でしかなく、救済制度は労使の合意がなければ調停できないなどの点で実効性が問題とされた。

3 セクハラへの怒りから行動

◎法律で裁かれるセクハラ

社内で対処を求めて改善されない場合は、さらに公に対策を求めることができる。男女雇用機会均等法によって、監督官庁である労働省とその出先の女性少年室が事業主に対して指導・勧告する、と定められている。セクハラの被害にあったら、都道府県にある女性少年室に相談することができる。それでも事態がよくならない場合は、弁護士に相談し、裁判を起こすことができる。改正均等法が施行されていない時期から、セクハラに関する事件は民事訴訟として争われており、女性たちが勝訴を勝ち取ってきた。

わが国でのセクハラ裁判史上、画期的な例としては「福岡セクシュアル・ハラスメント事件」があげられる。部下の女性への嫌がらせとして職場の男性上司が性的なうわさを流したことに対して、福岡地裁は1992年に、初めて加害者の男性と会社の双方の責任を認める判決を言い渡した。会社に使用者責任を認めたことが重要で、職場でのセクハラは個人対個人の問題ではないことを明らかにした。これをきっかけに、セクハラ裁判が相次いで起きた。

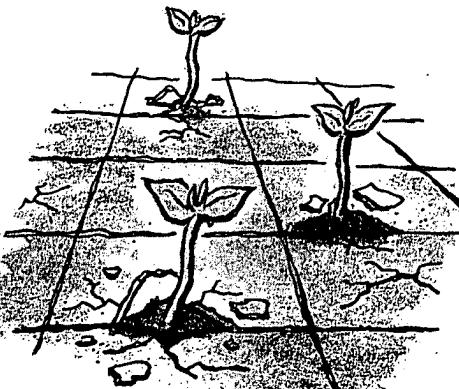
ただ、日本ではセクハラを救済する特別法はないので、一般法である民法を使って事後的に金銭の賠償を求めている。それには二種類あり、不法行為に対する損害賠償と、契約不履行による損害賠償がある。

前者は、特別な人間関係にない人間の不法行為に対して損害賠償を求めるもので、会社員の不法行為の場合、会社の使用者責任を求めることができる。後者は、特別の契約関係にある人間の契約不履行に対して損害賠償を求めるもの。セクハラ裁判の判決では、前者による法的救済が圧倒的だ。

また、強姦や強制わいせつ行為など、もっと直接的な被害を受けている場合は、刑法の処罰を求めて刑事訴訟を起こすことができる。法廷での闘いになると、過去のさまざまな事実が蒸し返され、それが再度の不愉快な経験になるおそれもあるが、裁判は、加害者への社会的制裁と、自らの権利の回復を求める被害者にとっては、意味のあるものになろう。

◎ジェンダー・ハラスメントにも配慮

職場でセクハラに対する意識が高くなってくると、他の差別的な扱いについての関心も



AR

● 福岡セクシユアル・ハラスメント事件

出版社勤務の女性が男性上司から性的な誹謗中傷を受け、精神的苦痛を味わったとして、上司と会社を相手取り損害賠償を求める訴えを福岡地裁に起こした。一九九二年四月、福岡地裁は上司と会社に不法行為責任として一六五万円の支払いを命じた。セクハラ裁判第一号と騒がれ、原告、原告代理人と支援者はプライバシー保護にも苦しんだ。

高くなるという波及効果がある。とくにセクハラとは深く関連しているジェンダー・ハラスメントと呼ばれるものについての対応がそうだ。たとえば、女性社員にだけお茶汲みの仕事が割り当てられる、という役割分担もその一例で、これは社会的・文化的な性差に基づく嫌がらせである。

改正均等法ではジェンダー・ハラスメントをセクハラとして含めていないが、公務員に適用される人事院規則では含めている。その運用上の通知では、性別によって差別しようという意識があることがセクハラになりうると、「女には仕事は任せられない」「お嬢ちゃん、女の子と呼ぶ」「オバサンはこれだから困る」などの、人格を認めない扱いもセクハラになりうると示している。このように社会的につくられてきた性別役割分担の意識や発想が、セクハラを生む土壌となっているのは明らかだ。逆にいえば、ジェンダー・ハラスメントをなくすことがセクハラを生む環境をつくらせないことにつながる。

◎進むガイドラインづくり

性的言動によって女性が不愉快さを味わってきた場所は、職場だけにかぎらない。とくに大学でのセクハラは“キャンパス・セクハラ”と呼ばれて、最近対策が急がれている。改正均等法によってセクハラに対する厳しい目と鋭い感覚が養われてきた結果、大学でも「セクハラ対策ガイドライン」を作成するところが出てきている。

キャンパス・セクハラは教職員から学生に対して起こるばかりか、学生間や男子学生から女性教職員に対して起こることもありうる。たとえば、単位や試験の成績、論文指導の見返りとして性的な要求をしたり、女子学生のからだに触れる、卑猥な会話をする、などがあげられている。被害者は不快な経験をすることに加えて、勉学や研究にふさわしい環境が得られない、という二重の不利益をこうむる。

しかも、キャンパスでの教師と学生の関係は、会社の上司と部下に比べるとはるかに強い上下関係を構成していることが多く、また教師は研究予算の裁量権が強いという特徴がある。とくに研究室や研究機関での人間関係は閉鎖的であるため、セクハラの被害が外部に現われにくく、研究職に固有の性差別といわれる“アカデミック・セクハラ”と呼ばれる問題も起きやすい。このような現状を改めるためにも、セクハラ・ガイドラインの意義は大きい。

4 痴漢・ストーカー・レイプは性

◎「私は痴漢を許さない！」

1999年に首都圏の営団地下鉄の構内に貼り出された防犯ポスターには、「私は痴漢を許さない！」という、働く女性たちの強い意思表示が書かれてある。また、JRの駅には「痴漢は犯罪です」という注意書きが貼られている。通勤電車の中での痴漢行為に対して、ようやく取締りの動きが出てきた。

これまで長い間にわたって、男性中心の価値観で慣習的に成り立ってきたわが国社会では、男性から女性に対して行われる痴漢行為さえ、男性の性的本能に基づくささいなこと、と大目に見られてきた。被害にあう女性たちが、たえがたい不快な思いをし、ときには恐怖感を持ち、それにより勤労意欲や社会に出る意思がそがれることさえ、軽視されてきたのである。

しかし、痴漢は性暴力であるという認識に立つと、職場でのセクシュアル・ハラスメントに対するのと同様に考えられてよいはずだ。「性的な言動により女性労働者の就業環境が害される」ことについては、通勤電車の痴漢行為も同じである。ただし、仕事の関係者ではないため均等法の対象にはならないが、刑法のわいせつ行為や都道府県の条例によって、加害者を処罰することが可能だ。

◎頻発するストーカー犯罪

ストーカーとは当人の意思を無視して勝手につきまとうことを指す。ジャングルなどで野獣が獲物を狙って音も立てず忍び寄る、“ストーカー”という行動からきている。つきまとわれるだけでも不愉快で不気味だが、これだけに止まらず、無言電話をかける、監視する、プライバシーを調べる、特別な関係であるかのようにいいふらすなど、次第に事態がエスカレートするという特徴がある。ストーキングされる対象との関係はさまざまで、以前に親しくしていたが別れたことを恨んでの行為、まったく交友のない者からの行為、思い込みによって親しい関係と誤解しての行為などがある。

このストーカーの行為が度を越して、被害者本人や家族への殺人や傷害、放火などの重



差別である

大きな犯罪に発展する例が最近とくに多い。

ストーカーと思われる事実があれば、家族や友人に知らせ、多数の人と協力して身体と生活の安全を確保し、警察に通報する。ストーキングは個人の常識や善意で解決できる問題ではなく、明らかな犯罪があるので、厳正な対応が必要だ。

①レイプは性暴力

レイプ（強姦）はいうまでもなく犯罪。だが、刑法で強姦に対する処罰を定めたときの強姦をめぐる社会の認識と、現代の私たちの認識との間に、時代の流れによって違いが生まれてきている。ここでは女性の人权という見方から、レイプを考えてみよう。

性行為は他人から強制されることなく、本人の自由意志に基づいて行われるものである。暴力で強制される強姦は、だからこそ犯罪なのである。こういう考え方には、人間性にかかる意思決定の自由（性的自由）を認め、互いに尊重しあおうという思想に根ざしている。

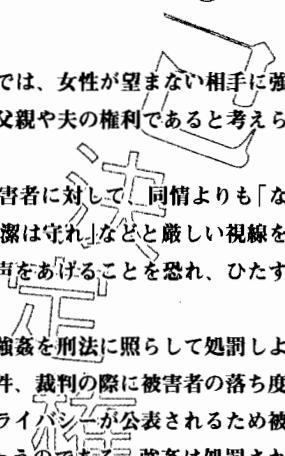
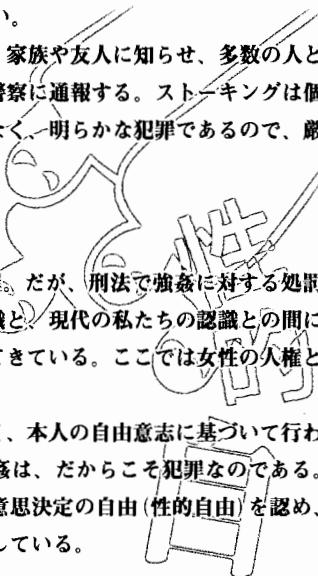
②レイプ被害者に心の支援を

しかしながら、わが国の古い時代の社会では、女性が望まない相手に強姦された場合、侵害されるのはその女性の父親や夫の権利であると考えられていた。

この思想が浸透していたため、強姦の被害者に対して、同情よりも「なぜもっと抵抗しなかったのか」「死んでも純潔は守れ」と厳しい視線を向ける風潮が生まれた。このため被害者は声をあげることを恐れ、ひたすら沈黙を守ってきたのである。

被害者への思いやりの欠如は現在でも、強姦を刑法に照らして処罰しようとする過程でさえ起りうる。捜査や立件、裁判の際に被害者の落ち度が強調されたり、事柄と関係のない性的プライバシーが公表されるため被害者は、“セカンド・レイブ”的苦しみを味わうのである。強姦は処罰されるべきだが、被害者は守られるべきであり、勇気をもって法廷に立つ被害者にとっては、周囲の精神的支援がなくてはならない。セカンド・レイブの不安をなくし、レイプの被害者を増やさない厳しい処断を行えるよう、被害者のプライバシーを保護する対策が必要だ。

●セカンド・レイブ
性犯罪を告発・提訴する過程で、被害者の落ち度が詮索されたり、事柄と関係のない性的プライバシーが公表されることで、再度の性暴力を受けるほどの心理的被害を被ること。法律制定による保護が求められている。



◎親しい人からの激しい暴力

夫や恋人などのような親しい関係のパートナーから、継続的に暴力を受けることを「ドメスティック・バイオレンス」という。パートナーという言葉が指す相手は、結婚していないいわゆる内縁関係から、恋人どうしや別れた恋人までを含む。単なる友人ではなく、過去や現在に性的関係を通してつくられた親しさがある相手のことを意味する。ドメスティックという英語は“家庭内”を意味するため、「家庭内暴力」「夫婦間暴力」と訳されることもあるが、家庭を築いていない関係にも起こっているので、ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉で表現するほうが正確だろう。

親しい関係を通して男性が女性に暴力を振るう、という事実はこれまであまり問題にされてこなかったが、これもまた明らかに性に関する犯罪である。性を介して親しくなった関係であるからこそ、一方は暴力を振るい他方はそれを黙って耐えて許してしまう。これは女性の人権を認めていないからこそ起きる行為である。この暴力があまり人目に触れなかつたのは、自分たちの関係の中だけの特殊な問題だからと、自分で解決しようとしたり、自分が悪いから相手が怒るのだと、自分を責めて収めようとする心理が働くからだ。しかし相手に恐怖感を抱かせ、力で押さえつけることで要求を通そうとする態度には、男性中心社会の持つ力関係がそのまま反映されている。

◎暴力から優しさに急変する

DVを表に出しにくくしているのが、暴力と優しさや反省が周期的に交互に現われるという特徴があることだ。女性に対して激しい暴力を振るった後、言葉や態度が優しく変わる。殴る、蹴る、物を投げる、ののしる、などの狂暴な行動などなかったかのように、変化する。やがてまた次第に態度が暴力的になり、爆発する。この周期的な変化があるため、女性はどちらの姿が相手の本当の姿なのか、悩み、自分を責めて苦しむ。

暴力の激しさは結果的に死に至らしめた例もあるほどで、親しさがさせる無作法として見過ごせないものだ。物理的な力に加えて、言葉による侮辱、強姦とも思えるような性行為の強要、監禁、金銭的な自由を奪う、友人や親に会わせない、などの行為も同時にある。

「誰のおかげで食ってると思うんだ」「オレのいうことを聞いていればいい」「女に何が



わかるか」「女らしくしていればいいんだ」など、愛情から発せられる軽口や冗談とは思えない差別的な罵詈雑言が浴びせられる。

◎自分の尊厳は自分で守ろう

このような荒れた環境に長くとどめられていると、相手の機嫌を損ねないようにしよう、今日さえ無事にすめばよい、という受け身の態度で日々を過ごすようになる。異常な関係であることを知られないように、友人や近隣との交流もしなくなり、精神的に孤立してしまう。暴力でがらだが傷つくのと同様、心も傷つけられる。

こういう状況に置かれたら、また置かれている女性がいたら、不当な暴力を受ける理由は自分にはないことをまず認識しよう。そして、暴力の及ばない安全な場所で、自分の生きている意味を考える。理由なく殴られるという恐怖感なく生きていける可能性があることを体験すれば、未来がひらける原動力になる。力に屈しない、強制されない、人間としての尊厳を認識すれば、すんだ関係から脱却する第一歩を踏み出せる。そのための安全な場が「シェルター」と呼ばれる施設で、公的なもの、民間の運営するもの、ともに用意されている。

◎暴力への理解は不要

しかし、住まいを出ることでかえって暴力を激化させかねないと思うなら、冷静に考えて防衛策をとりながら自立の準備をする、という方法がある。まず、身の回りから包丁や金属バットなどの危険物を取り除き、被害を最小限に抑えるようにする。そのうえで、もしものときに身を隠す場所、相談できる人、生活するための資金、などを整えていく。こういう準備をしている自分自身が不誠実に思えて、また暴力に身を任せることを選ぶ女性もいる。命の危険さえありながら、相手の暴力よりも自分を責めてしまうのが、DVを受けやすい女性に共通している。しかし、そこにつけこんで力を行使することこそ責められるべきだ。

DV問題を解決するには、男性の思想を変えるしかない。暴力を振るう男性自身も、より大きな激しい力によって男性中心社会の中で脅かされているのだろう。その強大な力に負けた男性が、より小さな社会である男女関係の中で、より弱い被害者を求めてしまう。すなわち、DVをなくす最短の道は、女性は男性より劣った存在であるから力で脅かしても構わないという考え方を打ち碎くことである。

● シェルター
DVによって心身に傷を受けている女性が、一時的に身を寄せる避難所。行政や民間の支援者によって運営されているが、まだ数は十分ではなく、財政的な援助が必要とされている。

6 DV 加害者をなくすことが防

◎遅れている加害者への対策

ドメスティック・バイオレンスをなくすために、被害者への支援と同時に充実させなければならないのは、加害者対策である。残念ながらこの点では、わが国はたいへん後れを取っている。欧米諸国ではDVの加害者に対する処罰が法律で決められており、身体的暴力をともなうDVは犯罪であり、加害者は逮捕される。逮捕されれば少なくともその時点で暴力は止むので、女性の受ける被害は最小限にとどめられる。わが国の警察が「民事不介入」を理由にほとんどDVに対処せず、凶悪な加害者でも罰せられないのとは対照的だ。

それでも最近になって、わが国の警察や裁判所は、加害者への対処を厳しくはじめた。1999年6月には大阪地裁がDVの加害者に対して、懲役を命じる実刑判決を出した。

◎アメリカのDV加害者対策は

加害者への対策で参考になるのが、欧米で行われている加害者への教育プログラム(バタラー・プログラム)だ。中でも最も進んでいるのはアメリカで、実際に行われているその仕組みを見てみよう。

アメリカの各都市では「DVコール」という警察へのホットラインを設け、ポスターやテレビのCMなどを通じて広報している。通報を受けた場合、警察はすぐに駆けつけ、家庭内・夫婦間にも積極的に介入する。身体的暴力の事実が確認できれば、即刻加害者を逮捕する。被害者を診察した病院からの通報によって逮捕する場合もある。

起訴された加害者は「DV裁判」にかけられる。初犯であり、薬物やアルコール依存がなく、更生できる可能性があると判断された場合、加害者はバタラー・プログラムへの参加を言い渡される。拒否すれば刑務所に入らなければならない。加害者は保護観察処分となり、毎週1回程度、自宅から研修所に通う。この参加に必要な費用は、収入に応じて本人が負担する。妻や子どもに対しては調査員が聞き取り調査を繰り返し、暴力が完全になくなつたかどうか確認する。

こういう加害者プログラムを研究して実施しているのは、民間のNPO(非営利団体)である。そのひとつ「メンズリソースセンター」では、加害者の感情表現トレーニングに重点を置いている。加害者は「怒り日誌」を書くよう義務づけられ、怒りの動機、強さ、行動、相手の反応などを記録する。そうすることで怒りのパターンを自覚し、暴力的衝動が起きたときに自分で回避行動をとることを学習する。その場を離れて散歩に出て、衝動をしずめてからもどり、相手と話し合うなどの回避行動である。

「マンアライブ」という団体では、女性に対する男性の優位性や支配欲、家父長制的な権威などの“男らしさ”的押し付けが暴力を発生させる原因をつくると考え、加害者の意識からこういう思い込みを取り除くグループ・ワークを実施している。

止策

こうした活動を経験した男性が、再びDV行動にもどる再犯率は約5パーセントと報告されている。加害者対策として大きな役割を果たしていることは間違いないだろう。

◎加害者の心の歪みを治す

日本でもメンズリブ団体が中心になって、DVの加害者を対象にしたグループ・ワークが行われるようになった。アメリカのプログラムをいち早く日本に紹介し、それを参考に独自のプログラムを作成して実施しているのは、民間のNPO「メンズセンター」(大阪市)だ。同センターの“男の非暴力ワークショップ”は、ロールプレー(役割演技)などを通じて自分の暴力性に気づき、怒りの感情表現を豊かにすることや、女性とのコミュニケーションがうまくできるようにする、などの方法を学ばせている。自己変革をうながすことから非暴力を理解させる活動だ。

また、「メンズリブ東京」「メンズリブ神奈川」や、人権団体「アムネスティ日本支部」のメンバーの有志などが、独自にDV防止のプロジェクトをつくり、加害者に向けたグループ・ワークを実施している。

さらに、カウンセリングの活動を通じて加害者対策を実施する動きもある。「メンタルサービスセンター」(東京都)では全国に先駆けて加害者の

個人カウンセリングを行っている。

DVは「暴力依存症」であるとさえ、精神病理の面から治療するという立場をとっている。

加害者対策はわが国ではまだ始まったばかりで、プログラムの内容も実験的な段階だといえるだろう。アメリカのように参加に対する強制力がなく、男性の自主性にまかされている。しかし今後、行政などとの連携が進んでいけば、この小さな芽も効果的なシステムに育つ可能性がある。被害者の支援と加害者への対策は、両面で同時に進められなくては効果がないため、加害者対策プログラムにかける期待は大きい。

NPO
●
利益を上げることを目的とせずに各種の事業・活動を行う非営利団体。事業や活動の内容は幅広く、ときには行政がすべき分野で行政に代わって効果をあげている例もある。ノーベル平和賞を受けた「国境なき医師団」もNPOのひとつで、こうした活動に対する評価が高まっている。



女性の人権から世界が見える

新しい世紀が幕を開けつつあるいま、現代の女性をとりまく問題を洗い直してみると、いずれも古くて新しい問題であることがわかる。どれも2、3年前の状況とはあまり変わっていない。しかし、5年前、10年前と比較すると相当程度改善されていることに気づく。そして20年前、30年前を調べてみると、激変といえるほど大きく進んだことを発見する。

とくに女性の人権に関しては、歴史に残るほど大きな成果が1990年代には得られている。人権についての理想は遠く「世界人権宣言」(1948年)で高らかにうたわれ、男女の平等の権利を保障した。その後、この理想に形を与える活動が日々と続けられ、1979年の国連総会で「女性差別撤廃条約」が誕生した。そして女性の地位向上を進める「ナイロビ将来戦略」(1985年)へと受け継がれ、国連人権会議の「ウィーン宣言」(1993年)として結実する。この宣言を受けて同年12月の国連総会は「女性へのあらゆる暴力の撤廃宣言」を採択した。女性の人権を保障することは、権利の行使を阻む暴力の否定にほかならない。女性が人間として平等に、働き、子どもを育て、尊厳をもって生きるために、自由な行動を阻む暴力こそが最後の障壁であるからだ。

暴力は私たちの日常生活にあふれている。家庭でも、職場でも、教育現場でも、マスメディアでも。その現われ方も破壊力もさまざまだ。だからこそ暴力に対しては厳しい視線を向けねばならない。長い道程を歩んで築いた権利を守るために。



アジア女性基金から

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の懲しがたい苦しみを痛切に受け止め、その苦痛が少しでも緩和されるよう力を尽くし行動するために、市民と政府が一体となって発足しました。基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業があげられます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、いま女性が直面している暴力や人権侵害に対して積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会をつくるためのプログラムや活動を行っています。

その活動には、女性が今日直面している問題についての国

際会議の開催、女性の人権問題にさまざまな角度から取り組んでいる団体への支援活動、女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究、暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリング研修プログラムなどがあります。

アジア女性基金は、女性に対するいわれない性差別を個人、社会、また制度の上でなくしていく活動の一環として、この小冊子を作成しました。さまざまに取り組まれている女性にかかわる活動、施策の一助としていただければ幸いです。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリストなどの申し込みは、下記にご連絡ください。アジア女性基金の活動、ニュースは、インターネットのホームページでもご覧いただけます。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金（略称・アジア女性基金）

住所：〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

TEL 03-3583-9322 FAX 03-3583-9321

e-mail:dignity@awf.or.jp website:<http://www.awf.or.jp>